

岬町教育委員会公告第1号

岬町社会教育振興費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年5月22日

岬町教育長 古橋重和

令和7年岬町教育委員会要綱第2号

岬町社会教育振興費補助金交付要綱

制 定 平成5年4月 1日

最終改定 令和7年5月22日

(趣 旨)

第1条 町は、社会教育の振興のため、第2条記載の補助事業に対し、岬町社会教育振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第5条の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書（様式第1号）

2 規則第5条の申請書は、毎年6月30日まで提出しなければならない。

ただし、別表2については事業実施15日前までに申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取り下げ)

第4条 補助金の、交付の申請をした者は、規則第7条の規定する通知を受け取った日から起算して14日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

(実績報告)

第5条 規則第12条の報告書は、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、町長に提出することより行わなければならない。

2 規則第12条の町長の定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業実績書

(2) 決算書（様式第2号）

(補助金の交付)

第6条 町長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、町長は、必要があると認めるときは、規則第6条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に規則第14条に定める請求書を町に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

別表1

| 補 助 事 業 | 区 分 | 対象経費 | 補 助 額 |
|-------------|-------|-------|-----------------|
| 文化協会活動 | 運営費補助 | 活動費全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| P T A活動事業 | 運営費補助 | 活動費全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| こども会活動事業 | 運営費補助 | 活動費全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| スポーツ協会活動事業 | 運営費補助 | 活動費全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| スポーツ少年団活動事業 | 運営費補助 | 活動費全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| 指定文化財管理事業 | 運営費補助 | 活動費全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |

別表 2

| 補助事業 | 区分 | 対象経費 | 補助額 |
|----------------------------|-------|-------------|-----------------|
| 岬町生涯スポーツ推進事業 (国民体育の日事業) | 運営費補助 | 活動費補助 全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| スポ協スキー教室実施事業 | 運営費補助 | 活動費補助 全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| スポーツ少年団スキー教室実施事業 | 運営費補助 | 活動費補助 全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| 岬町文化祭実行委員会補助金 | 運営費補助 | 活動費補助 全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| 大阪府総合体育大会 泉南地区大会補助金 | 運営費補助 | 活動費補助 全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |
| 大阪府総合体育大会 中央大会補助金 | 運営費補助 | 活動費補助 全般 | 予算の範囲内で町長が別に定める |

